

(写)

令和 7 年度

江戸川区特別職報酬等審議会

答 申 書

令和 7 年 10 月 29 日

令和7年10月29日

江戸川区長
斉藤猛様

江戸川区特別職報酬等審議会

会長 関口孟利

委員 江原春美

委員 太田建夫

委員 河埜里世

委員 田澤きよえ

委員 立川直樹

委員 中川陽之

委員 水田朝也

委員 森本勝也

委員 横山巖

特別職の報酬等について（答申）

江戸川区特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）は、令和7年10月29日に、江戸川区特別職報酬等審議会条例（昭和40年江戸川区条例第9号）第2条の規定に基づき、区長、副区長及び教育長の報酬等の見直しについて、江戸川区長から意見を求める旨の諮問を受けた。

区長からの諮問に、当審議会は各委員が各公共的団体等を代表する者としての自覚と責任のもとに、区民の信頼に応えられるよう、公平かつ客観的な立場で審議を行うこととした。

審議に際しては、現在の本区における区長、副区長、教育長の報酬等の状況や改正の経過、算定方法、そして今回の見直しの考え方について詳細に説明を受けた。

そのうえで審議会では、これまでの江戸川区における特別職の報酬等の改正経緯や特別区人事委員会による「令和7年 職員の給与等に関する報告及び勧告」（以下「勧告」という。）、そして、他区の特別職の報酬等の状況などを参考にしつつ、区を取り巻く社会情勢の動向、区財政の現況、江戸川区における特別職の果たす役割、職責の重要性及び特別職と一般職との給料のあり方や均衡性を十分に考慮して審議を行った。

また、各委員が区民代表の立場からそれぞれ自由に意見表明し、広範で多角的な視点と公正な立場で慎重に審議した結果、次の結論を得たものである。

1 結 論

区長、副区長及び教育長の給料の月額及び期末手当の支給月数を次のとおり改めることが妥当である。

ただし、給料等を増額することへの影響には引き続き十分な配慮が必要である。副区長及び教育長については、一昨年度の審議会において、5年程度かけて段階的に増額するといった経過措置を設けるべきであるとしたが、これについては今後も考慮されるべきである。

そのうえで改定の実施時期は議決を経た後、令和8年1月から実施することが妥当である。

	改定前		改定後		増 減	
	月 額	期末手当の月数	月 額	期末手当の月数	月 額	期末手当の月数
区 長	1,158,700	3.88	1,200,400	3.93	+41,700	+0.05
副 区 長	929,700*	3.88	962,600	3.93	+32,900	+0.05
教 育 長	831,200*	3.88	859,900	3.93	+28,700	+0.05

*令和6年度答申の額

2 理 由

(1) 区長、副区長及び教育長の給料の額は勧告に準拠することを基本とする。令和7年の勧告では、月額については若年層を重点に置きつつ、それ以外の職員も昨年を大幅に上回る引き上げ改定がなされている。給料の月額は、特別職に一番近い給与体系である6級職の平均改定率に合わせて、3.6%の増額と改定することが妥当である。また期末手当の支給月数は勧告に準拠して0.05月分を引き上げることが妥当である。

(2) 特別区において、本区の人口、予算規模はともに23区中5位、面積は4位である。区長はじめ、特別職の職責や役割はこれらの指標で単純に他区の特別職と比較できるものではないが、23区は、人口が高度に集中する大都市地域において、広域自治体である東京都との役割分担のもと、相互に連携しながら行政に責任を持つことが求められている。よって特別区全体の相対的な給料額や勧告にも配慮して改定することが必要である。

(3) 区の財政状況を、令和6年度の決算からみると、物価高騰などの影響を受け、人件費や扶助費等の義務的経費や、その他行政運営に係る一般行政経費の支出が増加し、経常収支比率は4年ぶりに増加に転じる結果となった。しかし令和3年度以降、財政調整交付金や特別区税等の一般財源収入は堅調な伸びを見せており、引き続き健全財政を維持していると評価できる。よって、このたびの給料等の額の見直しによる区財政への影響は小さいと考えられる。

(4) 一方で、本区は首都直下地震の発生、少子高齢化による生産年齢人口の減少、建設費等の物価高騰などの財政圧迫要因など、潜在的な財政危機のリスクを抱えているため、区を代表する特別職の報酬等が増加する場合の波及効果には十分に配慮する必要がある。とくに副区長及び教育長の給料額の改定にあたっては、引き続き段階的な増額といった激変緩和措置を講じるなどの検討は当然に為されるべきと考える。

3 付 言

特別職の職責は、区民生活の向上に直結するものである。これからも効果的かつ効率的な区政運営に努め、区民の信託に応えるよう、より一層尽力されることを委員一同、心から期待するものである。